

お忘れなく！市税の納期限

市税納期（口座振替日）一覧表

各月末（12月は25日） 土・日・祝日の場合は翌日または翌々日となります。

4月		固定資産税 第1期・全期	
5月			軽自動車税 全期
6月	市・県民税 第1期・全期		
7月		固定資産税 第2期	
8月	市・県民税 第2期		
9月			
10月	市・県民税 第3期		
11月			
12月		固定資産税 第3期	
平成22年 1月	市・県民税 第4期		
平成22年 2月		固定資産税 第4期	
平成22年 3月			

10日以降に納税通知書と各期分・全期分の納付書（口座振替を除く）が郵送されます。

前納報奨金

この制度は、納税通知書に記載されている税額のうちまだ納期がきていない税金を1期分と一緒に納めた場合、その納付額の $0.3 / 100$ （1つの納期に係る税額は30万円を限度とします）に、その納期までの月数をかけた額を報奨金として納税者に交付するものです。ただし、その額が100円未満の場合は交付されません。

大切なお知らせ

いなべ市税条例の一部改正で、次のとおり前納報奨金の率を改定します。



これによって、前納報奨金が引き下げから廃止になります。

現在、口座振替制度をご利用の方で、全期から期別への変更を希望される場合は改めて、ご指定の金融機関窓口へ口座振替依頼書（期別）の提出が必要です。必ず、払い込み開始年月欄に「いつから」と明記し、早めにご提出ください。

納期限までに納付がないと…

納期限までに納付されない場合は滞納となり、下記の金額が加算されます。

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までは、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満のときは切り捨てとなります。

当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4%の割合を加算した割合。

滞納が続くと、税負担の公平性を保つため、やむを得ず財産の差押えをする場合があります（差押えする財産は不動産、給料、預貯金などです）。納付が困難な時（例えば、災害や病気、そのほか特別な事情がある場合）は納税課へまず、ご相談ください。

督促手数料

定められた納期限までに納付がないと、督促状が発送されます（納期限の翌日から50日以内）。また、督促状が寄せられた日の翌日から100円の督促手数料が徴収されます。

問員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859

期限内納付は社会のルールです —お忘れのないようお納めください—

4月の納付は

固定資産税 第1期・全期
介護保険料 第1期

納期限（口座振替日）4月30日（木）

前日までに預金通帳残高をご確認ください。

なお、納付には便利な口座振替制度をご利用ください。
お申し込みはお近くの指定金融機関等で！

問員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859 / 問大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114